

消防団員募集中!



消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる、町の消防機関の一つです。

消防団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災が発生したときの消火活動、地震や風水害などの大規模災害が発生したときの救助活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御活動などに従事し、地域住民の生命と財産を守るために活躍しています。また、平常のときでも、日ごろの訓練のほか、応急手当の普及・指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などに従事し、地域消防・防災の中核として活躍する使命を担っています。

大河原町消防団

団長 加藤 勇治郎
副団長 山岸 守
加藤 光男

本部分団長 佐藤 富男
工藤 浩市
長山 孝好

分団・分団長名	班	分団区域	分団・分団長名	班	分団区域
第1分団 山家 敏広	自動車班	町内一円	第5分団 菊地 俊明	第7班	上大谷
	火防班	町内一円		第8班	上谷1・2・3
第2分団 山崎 清志	第1班	橋本	第6分団 佐藤 博	第12班	中島町、幸町、錦町
	第2班	小山田		第15班	住吉町、稗田、原前、南原前
	第3班	福田		第14班	金ヶ瀬3、湯尻
第3分団 鶴亀 栄治	第21班	新開、新寺	第18班	丑越、緑団地、金ヶ瀬6	
	第4班	中町、本町1・2	第19班	金ヶ瀬4・5	
	第6班	上川原、上町1・2	第20班	金ヶ瀬1・2	
	第10班	小島	第22班	堤1・2	
第4分団 大沼 郁生	第13班	新田町、桜町1・2・3	○入団資格▶①年齢 18歳以上のかた ②心身ともに健康なかた ③町内に居住または勤務しているかた ○報酬等▶報酬：年額 30,500円 (団員) 出動手当：1回につき 2,200円 ○問合せ▶総務課消防防災係 ☎ 0224-53-2111まで		
	第5班	尾形丁1			
	第9班	西原			
	第11班	尾形丁2、末広の一部			
	第17班	保料、末広の一部			

●午後5時のサイレンについて●

大河原町では災害発生時の情報伝達手段として役場屋上にある屋外スピーカーからサイレンの吹鳴を行います。そのため毎日午後5時に災害時に実際に使う機器を点検するためサイレンを吹鳴しています。

◆防災おおがわらの記事についての問い合わせ先▶総務課消防防災係 ☎0224-53-2111

防災へ総力結集!!



消防演習

日時/9月10日(日) 午前8時30分~
会場/大河原河川公園 (雨天の場合 総合体育館)

消防団の日頃の訓練の成果を発揮する、年に一度の消防演習が举行されます。全団員約270人が一同にそろう真剣に練り上げられる演習は、緊張感がみなぎり迫力あるものです。町民の皆さん、ぜひ参観においでください。

※午前6時に訓練実施をお知らせするサイレンを吹鳴します。

主な内容

- ・規律訓練
- ・分列行進
- ・実地放水
- ・ポンプ操法
 - ①小型ポンプ操法
 - ②自動車ポンプ操法

■警報器の維持管理について

定期的に(2~3か月に1回)作動点検をしましょう。「ひもを引く」または「ボタンを押す」ことで点検ができますので、アラーム音や音声のチェックをしましょう。警報器にホコリやクモの巣、著しい汚れがつくと火災の煙を感じにくくなります。乾いた布等で拭き取りましょう。乾電池式のもは定期的に電池の交換が必要になります。電池の寿命は機種により異なりますので、取り扱い説明書等で確認をしましょう。

■設置場所について

台所・寝室に設置します。寝室が2階以上の場合は階段にも設置します。四畳半以上の部屋が5以上ある場合は、その階の廊下にも設置します。



住宅用火災警報器設置は法律で義務化されています

防災おおがわら

第二弾

内 容

- 消防演習・防災へ総力結集!!
- 住宅用火災警報器設置は法律で義務化されています
- 消防団員募集中!
- 午後5時のサイレンについて